	127									444,600	434,200	424,800	422,100	413,400	408,500					
	128									445,200	434,900	425,500	422,900	414,200	409,400					
	129									445,700	435,500	426,300	423,800	415,100	410,100					
	130										436,200	427,100	424,600	415,900						
	131										436,900	427,900	425,400	416,700						
	132										437,600	428,700	426,200	417,500						
	133										438,200	429,600	427,100	418,400						
	134										438,900	430,400	427,900	419,200						
	135										439,600	431,200	428,700	420,000						
	136										440,300	432,000	429,500	420,800						
	137										440,900	432,700	430,300	421,700						
	138											433,600	431,100	422,500						
	139											434,500	431,900	423,300						
	140											435,400	432,700	424,100						
	141											436,100	433,500	424,900						
	142											436,900	434,300							
	143											437,700	435,100							
	144											438,500	435,900							
	145											439,200	436,700							
再任用職員		—	—	505,600	462,200	447,200	392,200	353,700	336,000	304,900	287,700	282,000	281,800	275,000	273,500	265,300	248,200	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「第十九条の四第二項中「」の下に「、六月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」を「、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「第十九条の四第二項中「」の下に「、六月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」を「、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則第五項から第八項までを削る。

附則第九項中「附則第五項において準用する」を「防衛省の職員の給与等に関する一般法律（平成二十九年法律第八十六号）第二条の規定による改正前の」に、「受ける」を「受けていた」に改め、同項を附則第六項とする。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

２　第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（附則第三条において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。